

町田市市税条例及び町田市個人番号及び特定個人情報の利用等に関する条例の
一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年(2025 年) 2 月 20 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市市税条例及び町田市個人番号及び特定個人情報の利用等に関する条例の一部を改正する条例

(町田市市税条例の一部改正)

第1条 町田市市税条例（昭和36年12月町田市条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
(市民税の申告) 第25条 略 2～9 略 10 新たに第11条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者は、当該該当することとなった日から60日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）<u>第2条第16項</u>に規定する法人番号をいう。以下同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在及び当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在）、当該該当することとなった日その他必要な事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。 11 略	(市民税の申告) 第25条 略 2～9 略 10 新たに第11条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者は、当該該当することとなった日から60日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）<u>第2条第15項</u>に規定する法人番号をいう。以下同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在及び当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在）、当該該当することとなった日その他必要な事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。 11 略

(町田市個人番号及び特定個人情報の利用等に関する条例の一部改正)

第2条 町田市個人番号及び特定個人情報の利用等に関する条例（平成27年12月町田市条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
-----	-----

(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 略 (2) 特定個人情報 法第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。 (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第13項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第15項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。 (5) ・ (6) 略	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 略 (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。 (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。 (5) ・ (6) 略
---	---

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。